

2026年4月吉日

「自衛隊の人的基盤の強化に関する提言」

初代防衛大臣 久間 章生

1. 初めに

昨年1月、安全保障議員協議会の初代防衛大臣 久間章生会長名で提出した「防衛省・自衛隊が目指すべき変革の為の提言」の中の「自衛隊員定数充足問題への提言案」で、「採用前・採用後・離職後の三つのフェーズ」に分けて解決策を示しております。

この離職後の具体的な対応策、又、自衛隊員不足問題を解決する対応策として、「早期退職自衛官・定年退職自衛官、及び予備自衛官」を警備員として採用する「自衛隊警備専門会社」を設立することを解決策として提言致します。

この「自衛隊警備専門会社」は、就労の条件として、機密情報取扱者としての高度な認識を持つことを条件とし、国家の最重要施設の警備管理業務についても従来の民間警備会社のレベルを超える領域を目指す、従来には無い、別途の新たなセキュリティ対策を取り入れた、特殊な新しい会社組織としての「自衛隊警備専門会社」として設立するべきであると考えます。

尚、この提言書の作成については、施設警備事業を本分とする民間警備協力会社の意見を参考にして作成いたしました。

2. 提言の目的

1. 現状、自衛隊員が総定数より2万人余り不足する中で、自衛隊基地警備に現役自衛隊員が就労することで、本来的な業務である自衛隊員の戦闘訓練や演習、自衛艦運航等にも支障を来す事態になっていると伺っております。

この問題を早急に解決するためには、自衛隊員の本来的な業務ではない「基地警備業務」負担等を取り除く必要があると考えます。

「自衛隊警備専門会社」を設立し、そこに自衛隊基地警備の経験のある「任期満了退職者・早期定年退職者及び予備自衛官」を優先的に採用し、自衛隊基地警備業務に従事させることで、現役自衛隊員の負担を軽減するべきだと考えます。

2. 「自衛隊警備専門会社」を設立することによって、自衛隊退職後の安定的な就職先を確保し、退職自衛隊員の人生設計を確実なものとするすることで、自衛隊応募者の安心感を高め、応募者の増加を目指すべきであると思います。

3. 新たに設立する「自衛隊警備専門会社」は、将来的に1万人～2万人程度の警備員

を擁する警備会社に育成し、早期退職自衛官の多くを吸収して「予備自衛官」とすることで、予備自衛官制度を強化し、予備自衛官の訓練を確実に実施できる体制構築と、緊急事態発生時の即応体制を強化するべきであると思います。

現状の予備自衛官の多くは、各方面の様々な職種・企業群に、殆ど無秩序に近い形で就労していて、その統制がほぼ困難です。この無秩序な状態を大きく改善して、防衛省の影響下にある企業群に、今後「予備自衛官」を組織的に配備する「予備自衛官制度」へと大きく改革するべきだと考えます。

4. 現時点で自衛隊基地警備に、どの程度の自衛隊員が従事しているのかの実態調査が必要です。

その実数を正確に把握する必要があります。

将来的には、自衛隊基地警備以外にも、今後予想される防衛産業の機密情報管理強化の必要性、防衛産業の生産工場等のセキュリティ強化対策の観点からも、自衛隊警備専門会社が警備することが望ましいと考えます。

更に、自衛隊以外の防衛産業全体の警備を実施することで、民間企業から警備費用を調達し、国家予算以外からの収益を確保することで、資金的な意味合いからも防衛力の強化に繋がると思います。

3. 「自衛隊警備専門会社」の規模

1. 現時点で、自衛隊基地警備に何名の自衛隊員が従事しているのか、実態調査を実施し、その実数に基づいて、自衛隊警備専門会社の人員数を決定するべきであると思います。

2. 「仮試算」

(注) 以下の数値は、あくまでも会社規模について目途を付けるための参考資料として提示します。

(i) 陸上自衛隊基地数	160基地	1基地当たり、30名程度の警備員 (総数) 5000名程度
(ii) 海上自衛隊基地	30基地	1基地当たり、50名程度の警備員 (総数) 1500名程度
(iii) 航空自衛隊基地	73基地	1基地当たり、20名程度の警備員 (総数) 1500名程度
(iv) 民間防衛産業	(実数は不明)	(総数) 2000名程度 (総合計数) 1万名程度

(注意) 基地警備に必要な警備員数は、実態調査によって必要人員の変動がありえますし、民間防衛産業の警備についても、対象企業が多くなれば、上記の数値で納まらな

い可能性があります。

不足する場合は、任期満了退職自衛官・定年退職自衛官以外にも、現在の予備自衛官からも採用することで必要数を確保することにします。2万人規模程度まで予め想定しておく必要があると思います。

3. 「自衛隊警備専門会社」設立及び事業運営10年計画案

(i) 1年目 2029年度中に、「自衛隊警備専門会社」の設立準備委員会設置と、会社設立準備開始。

「各種警備業務検定、及び警備員指導教育責任者資格」取得の為の人材育成は、警備会社の協力のもと、2029年度から実施します。

(ii) 2年目 「自衛隊警備専門会社」を民間警備会社等の協力を得て設立します。2030年度は、陸上自衛隊の首都圏3基地(?)から警備をスタートする。設立に必要な「警備員指導教育責任者」の資格者は、協力警備会社に依頼することにします。

(注意) 自衛隊基地内の警備については、この資格は必要ではないので、必要な警備員数は確保できると考えます。

しかし、機密情報管理等の厳格化及び自衛隊警備会社の特殊性(警備対象施設が、緊急事態発生の場合、武力攻撃の対象となる)を考慮すれば、各種警備業務検定や警備員指導教育責任者資格の取得は、一般的な資格より質的に強化された資格に改良したうえで、積極的に取得し、より密に警備現場に配置するべきだと考えます。

(iii) 3年目 2031年度、陸自の首都圏の基地に警備を拡大する。

(iv) 4年目 2032年度、陸自の首都圏、中部圏、関西圏の基地警備に拡大する。

(注意) この年から、2032年度から警備会社に勤務していた退職自衛隊員や予備自衛官が3年目を迎え、「各種警備業務1級検定資格や警備員指導教育責任者資格」の資格取得試験を受験できる時期になります。資格取得者が大幅に増加する可能性が出てきます。

(v) 5年目 2033年度、陸自の全国の基地、及び海自の主要基地から警備をスタートする。

(vi) 6年目 2034年度、陸自・海自の全国の基地の警備を実施する。

(vii) 7年目 2035年度、陸自・海自、及び空自の主要基地からスタートする。

(viii) 8年目 2036年度、陸自・海自・空自の全国の基地警備を実施する。

(ix) 9年目 2037年度、陸自・海自・空自・民間防衛産業企業の警備をスタートする。

* 「警備員指導教育責任者」資格取得者の人数次第では、もっと早い時期から民間企業の警備を開始することも可能。民間資金導入を速める？

(x) 10年目 2038年度、同上

(注意) 実施状況を見ながら、適宜、臨機応変に対応策を実施する。

4. 警備会社設立の特殊性

1. 警備業を営むには、各都道府県公安委員会の認定を受けなければなりません。更に、取り扱う警備業務の区分ごとに「警備員指導教育責任者資格者（1号～4号までの資格）」を選任し、営業所に常駐させる必要があります。

自衛隊基地内警備にとどまる場合は、これを必要としませんが、災害派遣先での施設警備や交通誘導などの警備を実施する場合や、将来、民間防衛産業の警備実施を想定すると、この資格者を大量に準備しておく必要があると考えます。

2. この資格を取得するためには、国家公安委員会規則に定める受験資格に従う必要があります。

「自衛隊警備専門会社」の特殊性（警備対象の施設が、緊急事態及び有事発生時に、武力攻撃の対象になる施設であるという特殊性）を考えますと、この受験資格は、一般の民間警備会社より厳しい条件での取得とするべきではないかと考えます。

従って、「各種警備業務検定2級資格」取得について最低1年以上の実務経験を求め、18歳以上であれば誰でも受験でき、2級資格取得が可能になる方法は認めないことにして、公安委員会の受験資格取得条件より厳しくすることで、「自衛隊警備専門会社」の警備員の質を高め、有事発生時に対応しうる体制を取るべきであると考えます。

「警備員指導教育責任者資格」取得についても、国家公安委員会の定める「受講する警備区分の業務について、最近5年間に通算3年以上従事している方」及び、その他の条件にしても、いずれも3年以上の警備現場経験を前提とすることで、一般の民間警備会社より厳しい基準での運用とし、この「自衛隊警備専門会社」の特殊な地位を確立するべきであると考えます。

ここに、施設警備等の経験と、「警備業務検定資格及び警備員指導教育責任資格」の保有者を全国的な規模で大量に保有し、更に全国的な規模で警備現場経験が実施出来る警備会社の協力が必要になってくる理由があります。

*この件は、「会社設立準備委員会」において、十分に議論する必要があると思います。

3. 「民間の協力警備会社」で、設立時に必要な資格取得者の提供と、前述の各種資格取得の為の現場経験を積むための協力をする旨の意思表示をしている警備会社があります。

更に、警備会社設立のノウハウの提供、警備会社設立の為の投資、及び投資者・協力者の紹介を、防衛省・安全保障議員協議会と共に行うことを考えています。

5. 「各種警備業務検定資格及び警備員指導教育責任者資格」取得の為の提言

① 2029年度から毎年、自衛隊任期満了退職者・定年退職者及び予備自衛官の中から、300名、10年間、民間の協力警備会社に入社させて、必要な年数の（3年間？）警備現場経験を積ませ教育する協力を行う。

② 必要な年数（3年間？）の警備現場経験者に、「各種警備業務検定、及び警備員指導教育責任者」資格試験を受験させ、合格者の中から、「自衛隊警備専門会社」に希望者を入社させる協力をする。

4. 10年後、1万人規模の警備会社にする場合を想定して、なるべく多くの資格者を育成しておく。自衛隊基地警備以外にも民間の防衛産業企業群の警備を実施する場合も想定して育成しておくことが重要。

5. 従って、2029年度から10年後の2039年度以降も、民間の協力警備会社と「自衛隊警備専門会社」の「警備業務検定、及び警備員指導教育責任者」資格取得の為の協力関係は、契約延長が可能にしておくべきだと思います。

6. 「民間の協力警備会社」を、どのような基準で選定するのか？公平性の担保と、会社設立の趣旨から、議論すべき課題であると思います。

6. 警備会社への出資者案

「自衛隊警備専門会社」を設立するのか、又、設立するとした場合、どのような形態での設立にするのか、検討を要する課題です。設立準備委員会での、慎重な検討が必要であると考えます。

例えば、「株式会社」とする場合、防衛省が直接出資する形態はとりえないと思います。

しかし、航空保安警備の事例で、「一般財団法人形式」で実施している場合や、「民間警備会社形式」で実施している事例が存在するようです。

「自衛隊警備専門会社設立」であれば、どのような方法が可能なのか研究する必要があります。

例えば、「一般社団法人又は財団法人」を、自衛隊員の待遇改善の為の会社設立を目的として設立する方法や、「官民共同出資の株式会社組織」を設立する方法等。

以下には、官民共同出資の株式会社設立をする場合を記載します。

1. 防衛省の「自衛隊警備専門会社」の主導権を確保するためには、資本金の51%以上の株式保有が必要か？それ以下でも設立は可能か？防衛省の考え次第！
2. 将来的に、1万人規模の警備会社を想定した場合、当初から10億円程度の資本金を準備しておく方が有利か？それとも当初は、実現可能性の高い、より少額（5000万円程度）の資本金からスタートした方が良いのか？（*5000万円では少なすぎるとの意見もある。）
3. 「自衛隊援護協力会」を経由して、防衛省の出資を中核とした資本構成を考える？
（注意）直接、防衛省が民間企業を設立するために資本金を出資することは出来ないのでは？
4. 1年目で、首都圏の陸上自衛隊の三基地を、1基地当たり100名程度、合計で300名程の警備員で警備するとした場合、想定される資本金は、5000万円（少なすぎるか）程度か？

（注意）次項の7の③の計算式で計算した人件費を、以下に示します。

* 300名 × 30万円（時給1700円） × 16か月（ボーナス4か月） = 14億4000万円

粗利30%として、20億5700万円

この警備会社の人件費が、来年度の防衛予算から「基地警備委託費」（退職自衛官及び予備自衛官の待遇改善対策費用としての意義）として支出できるか否かで、早期に警備会社が設立できるか否かに繋がります。

特に、前述の人件費が、警備会社発足と同時に支払われれば、そこからの資金導入で、諸々の資金需要（会社事務所等の借入費用等）を満たせる可能性があるため、少額の資本金で済みます。

5. 資本金5000万円規模を想定（私案）

- (i) 自衛隊援護協力会 1000万円（防衛予算から出資）
- (ii) 協賛会社A 1000万円
- (iii) 協賛会社B 1000万円
- (iv) 協賛会社C 1000万円
- (v) 協賛会社D 1000万円

（合計）5000万円

*この資本金出資者を、民間の協力警備会社及び防衛省、安全保障議員協議会が中心となって集める。

「自衛隊警備専門会社」設立のために、この提言書で述べている協力をして頂ける企業に対して、任期満了退職自衛隊員・早期定年退職者及び予備自衛官の優先的な紹介を条件にすれば、協力会社は、もっと増える可能性があります。

6. 自衛隊警備専門会社が、民間の警備会社として設立されると、自衛隊基地警備等を受注する場合、「一般競争入札で受注する方法」を実施して受注することになるのか？

それとも、自衛隊警備専門会社の特殊性から、一般競争入札には馴染まないという理由で別途の方法を考えるのか、或いは入札する場合も、参加希望の企業に対して厳しい入札参加条件付加するのか？どのような条件にするのか検討が必要になります。

7. このことは、自衛隊警備専門会社に協力する民間の警備会社と、自衛隊警備専門会社の間でも問題になりえます。

民間協力警備会社が、この件に協力するメリットの一つは、人材の育成や資格取得に協力することで、「防衛省及び自衛隊」から、毎年300名程度の自衛隊経験者を、安定的に紹介・入社してもらえる体制を取って頂く事で、警備会社の抱える人材採用の困難さを解決したいとの思いがあります。

⑤で記載した民間警備協力会社に対して、任期満了退職自衛隊員・早期定年退職者及び予備自衛官を優先的に紹介して頂けるのか否か？

7. 「自衛隊警備専門会社」の警備員の給与は誰が支払うのか？

1. 国の防衛予算から支払う。（防衛費の中の人件費で充当する）

現在、現役の自衛隊員が行っている基地警備を、そのまま新しい自衛隊警備専門会社の警備員に従事させる。必要とされる人件費は、警備委託料金として、「自衛隊警備専門会社」に支払う。

この「自衛隊警備専門会社」の警備員は、そのまま全員「予備自衛官」とし、自衛隊退職後の「予備自衛官強化対策費」として防衛予算に計上する。

2. 将来、民間防衛産業の警備を実施する場合、その民間防衛企業から、同額の委託契約料を徴収し、同程度の給与水準を支払える体制とする。

この徴収金額は、防衛産業の警備対象の広がり、多くの資金を「自衛隊警備専門会社」が得ることになります。

3. 「自衛隊警備専門会社」の person 費原価、及び 30%粗利益を含んだ概算案

(i) 第1案

(自衛隊基地警備)

・ 8000名 × 30万円 (時給1700円程度) × 16か月 (ボーナス4か月) = 384億円

*粗利30%を乗せると、548億円 粗利164億円が本社等事務スタッフの給与等に充当されることとなります。

* 30万円 = 1700円 × 8時間/1日 × 22日/月で計算

(民間防衛産業)

・ 2000名 × 30万円 (時給1700円程度) × 16か月 (ボーナス4か月)

= 96億円

*粗利30%を乗せると、137億円 粗利41億円が本社等事務スタッフの給与等に充当されます。

(合計) 480億円 (*粗利30%を乗せると、685億円)

(ii) 第2案

(自衛隊基地警備)

・ 8000名 × 35万円 (時給1988円程度) × 16か月 (ボーナス4か月) = 448億円

*粗利30%を乗せると、640億円 粗利192億円が本社等事務スタッフの給与等に充当されることとなります。

* 35万円 = 20000円 × 8時間/1日 × 22日/月で計算

(民間防衛産業)

・ 2000名 × 35万円 (時給2000円程度) × 16か月 (ボーナス4か月)

= 112億円

*粗利30%を乗せると、160億円 粗利48億円が本社等事務スタッフの給与等に充当されることとなります。

(合計) 560億円 (*粗利30%を乗せると、800億円)

(注意) 前述の人員費は、2029年度から9年経過した、2038年度の1万人規模の警備員数を想定して算出しています。

これ以前においては、各年度で、暫時、警備員数が増加していきます。この増加に比例して人員費を計上して行く事になります。

*防衛産業の警備を実施することで、民間企業から資金を導入し、防衛省の資金負担の軽減を図ります。それと同時に、今後予想される防衛産業の機密情報取扱セキュリティ強化を、同時に達成します。(米国においてはロッキード社の工場においても民間部門と軍事部門は分かれており軍事部門立ち入りはゲートが作られており兵隊が守備に就いている)

*総数1万人規模の自衛隊退職者の再就職先確保と、予備自衛官の人員確保及び自衛隊員の訓練・教育時間の確保を図る。

*予備自衛官4.7万人の内、1万人～2万人程度の予備自衛官を、「自衛隊警備専門会社」で吸収することで、安定かつ確実な予備自衛官制度運営を可能にします。